

商業科における実践授業

本校における消費者教育の取組み

県立春日井商業高等学校 渡辺大生

1 はじめに

本校は昭和44年（1969年）4月に開校し、春日井市内の県立高校では2番目に古い学校である。2年生より国際ビジネス科、情報会計科、情報処理科の3学科に分かれ、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを意識したキャリア教育を実践している。

商業科においては、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てることを目標としており、商業教育の対象を幅広くビジネス、商品の生産・流通・消費に関わる経済的諸活動の総称としてとらえている。

消費者教育は商品の消費に関わる経済的諸活動について学ぶという意味において、商業教育にとって不可欠な内容であり、生徒がより理解を深め、実践的態度を身に付けられるよう授業を計画、実践した。

2 本校での取組み

(1) 実践例1

ア 題材

「契約について学ぶ」(科目「総合実践」(3単位)3年生全員)

イ ねらい

- ・消費者としての観点から、社会に出るにあたって必要とされる契約に関する知識を身に付けさせる。
- ・専門知識を有する外部講師による講座により理解を促す。

ウ 授業計画

契約について学ぶ(2時間)

エ 授業概要

(ア) 所要時間 50分×2時間

(イ) 講師 SMB Cコンシューマーファイナンス 菊池由香氏

(ウ) 教材 「消費生活情報誌 あいち暮らしっく (No. 115)」

プレゼンテーションソフト、生徒記入用プリント



オ 内 容

(ア) ローンとクレジット

ローンとクレジットのしくみ、返済方法の種類、メリット、デメリットについて、クイズを交えて説明

(イ) 契約

契約に関する権利と義務、契約の成立、契約書について、クイズを交えて説明

(ウ) カードトラブル

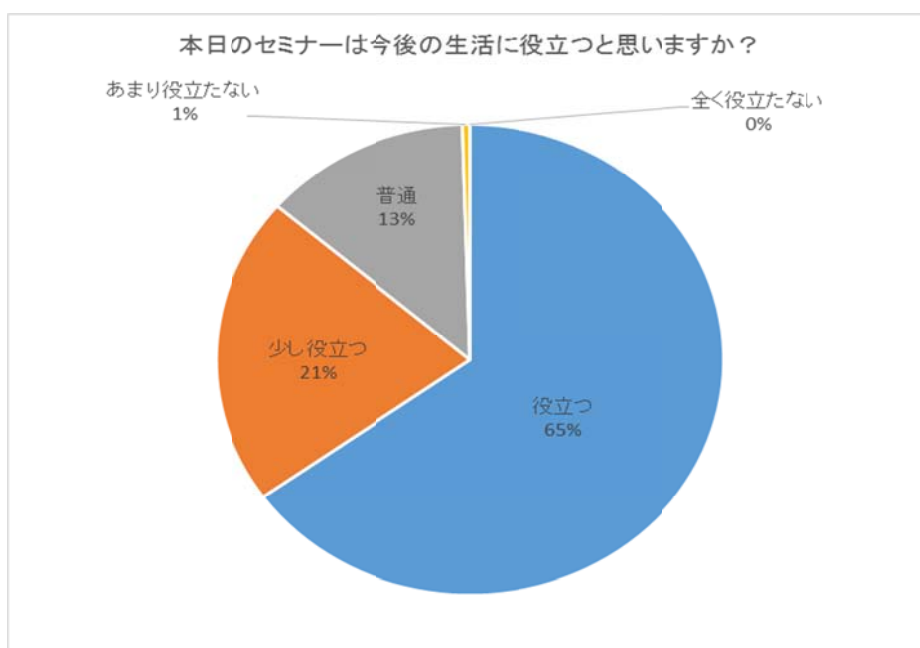
カードトラブルの定義と特徴、名義貸し、アルバイト詐欺の事例に関するグループワーク

(エ) 若者に多い消費者トラブルとアドバイス

ワンクリック請求、キャッチセールス、マルチ商法、クーリング・オフ制度についての説明

カ 生徒の感想・アンケート結果

- ・これから社会に出ると、お金に関わって生きていくので学ぶことができてよかった。
- ・トラブルに巻き込まれる前に防ぐための知識を学ぶことができた。



キ 成果

- ・専門家による講座を実施することにより、効率的な学習を進めることができた。
- ・クイズやグループワークを交えた内容により、生徒は意欲的に講座に臨むことができ、理解を深めることができた。

(2) 実践例 2

ア 題材

「消費者トラブル」(科目「総合実践」(3単位) 3年生情報処理科)

イ ねらい

- ・消費者トラブル未然防止のために必要とされる知識を身に付けさせる。
- ・DVD教材を使用し理解を促す。

ウ 授業計画

消費者トラブル（1時間）

エ 授業概要

(ア) 所要時間 50分×1時間

(イ) 教材 DVD「消費者トラブル（惨）英傑？」（県民生活課貸出教材）、生徒記入用プリント



オ 内容

(ア) インターネット通販

(イ) ワンクリック請求

(ウ) 悪質なマルチ商法

カ 生徒の感想

- ・消費者トラブルの原因には悪質な業者の様々な手口があることを知り、DVDで学んだ知識は将来自分がトラブルに遭わないために役立つと思った。
- ・困ったときには一人で抱え込まずに消費生活センター等に相談すればよいことがわかった。

キ 成果

- ・DVDの使用により、消費者トラブルについての知識を効率よく学ぶことができた。
- ・トラブルに遭った際、専門機関に相談することを意識付けることができた。

(3) 実践例3

ア 題材

「悪質商法について考える」(科目「経済活動と法」(2単位) 3年生情報会計科)

イ ねらい

- ・悪質商法についてのさまざまな事例についてグループワークとして取組み、発表を行うことにより、消費者問題について主体的に考察し、判断する力を養う。

ウ 授業計画

第6章 消費者と法 (配当：10時間)

1節 消費者の保護に関する法律 (1時間)

2節 消費者の安全 (1時間)

3節 生活に身近な特殊売買 (1時間)

4節 消費者信用 (1時間)

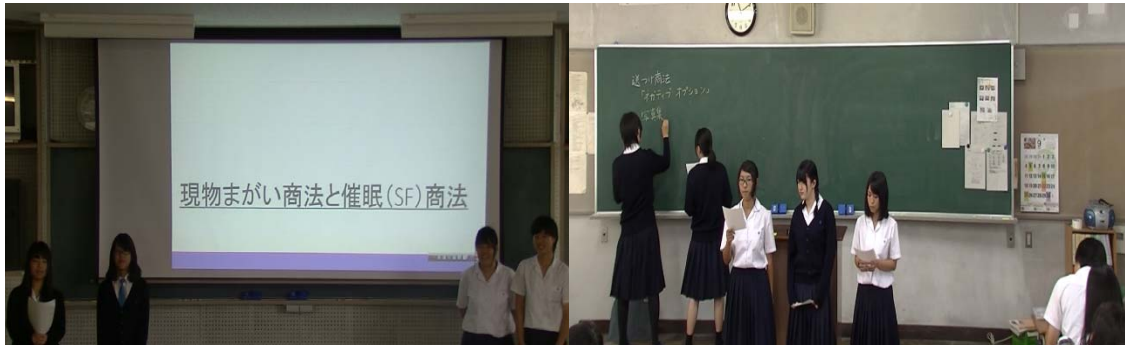
5節 販売方法の多様化と消費者の保護 (6時間)

内「悪質商法について考える」(5時間)

エ 授業概要

(ア) 所要時間 50分×5時間

(イ) 教材 「経済活動と法（実教出版）」、プレゼンテーションソフト、
生徒記入用プリント



オ 内 容

(ア) グループに分かれ、悪質商法についての調べ学習

(イ) グループごとに、調べ学習をした悪質商法についてのプレゼンテーション準備

(ウ) 各グループによるプレゼンテーション

カ 生徒の感想

- ・悪質商法について自分たちで調べ、具体例等を考えた上でプレゼンテーションを行うことにより、深く理解することができた。
- ・他のグループのプレゼンテーションもそれぞれ工夫がされており、楽しみながら理解をすることができてよかった。

キ 成果

- ・グループワーク、プレゼンテーションを実施することにより、生徒に主体的に消費者問題に対して取り組む姿勢を身に付けさせることができた。

3 おわりに

消費者教育研究校の指定を受け、外部機関と連携して校内における消費者教育の充実を図った。生徒の感想等からも一定の成果を上げることができたのは間違いないが、あらためて消費者の観点から多様化する消費者問題について学んでいくことは、今後、経済社会の望ましい構成員となるべき商業高校生にとってはますます重要であると感じた。今後も消費者教育としての取組みをさらに充実させ、継続的に実践していきたい。